

1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

住宅建築物

区分		床面積の合計	手数料の額
建築物の用途	評価方法		
一戸建ての住宅	仕様基準	200 ㎡未満のもの	15,000 円
		200 ㎡以上のもの	16,000 円
	仕様・計算併用法	200 ㎡未満のもの	22,000 円
		200 ㎡以上のもの	25,000 円
	標準計算法	200 ㎡未満のもの	30,000 円
		200 ㎡以上のもの	34,000 円
共同住宅等	仕様基準	300 ㎡以内のもの	29,000 円
		300 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	50,000 円
		2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	92,000 円
		5,000 ㎡を超えるもの	139,000 円
	仕様・計算併用法	300 ㎡以内のもの	45,000 円
		300 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	76,000 円
		2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	133,000 円
		5,000 ㎡を超えるもの	195,000 円
	標準計算法	300 ㎡以内のもの	61,000 円
		300 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	103,000 円
		2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	175,000 円
		5,000 ㎡を超えるもの	251,000 円

非住宅建築物

区分		床面積の合計	手数料の額
評価方法	建築物の用途		
モデル建物法	工場等のみのもの	300 ㎡以内のもの	16,000 円
		300 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	23,000 円
		1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	33,000 円
		2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	85,000 円
		5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	128,000 円
		10,000 ㎡を超え、25,000 ㎡以内のもの	159,000 円
		25,000 ㎡を超えるもの	197,000 円
	その他のもの	300 ㎡以内のもの	77,000 円
		300 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	99,000 円
		1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	130,000 円
		2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	211,000 円
		5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	276,000 円
		10,000 ㎡を超え、25,000 ㎡以内のもの	332,000 円
		25,000 ㎡を超えるもの	389,000 円
標準入力法	工場等のみのもの	300 ㎡以内のもの	20,000 円
		300 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	27,000 円
		1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	38,000 円
		2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	91,000 円
		5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	134,000 円
		10,000 ㎡を超え、25,000 ㎡以内のもの	166,000 円
		25,000 ㎡を超えるもの	206,000 円
	その他のもの	300 ㎡以内のもの	203,000 円
		300 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	255,000 円
		1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	329,000 円
		2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	470,000 円
		5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	579,000 円
		10,000 ㎡を超え、25,000 ㎡以内のもの	685,000 円
		25,000 ㎡を超えるもの	782,000 円

令和 7 年 4 月 1 日以降の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料（第 7 条第 7 項関係）

建築物省エネ法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物

建築物の用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	—	4,100 円
共同住宅等	300 ㎡以内のもの	8,300 円
	300 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	17,000 円
	2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	40,000 円
	5,000 ㎡を超えるもの	71,000 円
非住宅建築物	300 ㎡以内のもの	8,300 円
	300 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	14,000 円
	1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	23,000 円
	2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	71,000 円
	5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	113,000 円
	10,000 ㎡を超え、25,000 ㎡以内のもの	143,000 円
	25,000 ㎡を超えるもの	179,000 円

2. 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の、それぞれに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額。

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の、それぞれに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額。

お問合せ先
浦添市都市建設部建築指導課
住所：沖縄県浦添市安波茶 1-1-1
電話：098-876-1252 FAX：098-876-7071
Mail：kensinsa@city.urasoe.lg.jp